

奥州市長 倉 成 淳

## 物価高対策重点支援給付金のご案内

## 令和6年度奥州市物価高対策重点支援給付金(子育て世帯加算分)支給のお知らせ

市では、物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税均等割非課税世帯へ3万円の給付を実施することとし対象世帯へ通知しているところですが、このうち18歳以下の児童を扶養している世帯については、児童一人当たり2万円を支給(加算)します。

つきましては、令和6年度住民税の課税状況により判定した結果、あなたの世帯は支給対象世帯に該当することから次のとおり標記給付金を支給しますのでお知らせします。

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 1 支給方法 | 口座振込              |
| 2 支給日  |                   |
| 3 支給口座 |                   |
| 4 支給額  | 円 _____人×20,000円) |

## 【対象児童】

|   |  |       |   |  |       |
|---|--|-------|---|--|-------|
| 1 |  | 年 月 日 | 2 |  | 年 月 日 |
| 3 |  | 年 月 日 | 4 |  | 年 月 日 |
| 5 |  | 年 月 日 | 6 |  | 年 月 日 |

支給の申請手続きは必要ありません。ただし、次のどちらかに該当する方は2月28日(金)まで【必着】に市に届出が必要です。

## 【届出が必要な方】

- (1) 給付金の受給を辞退する方
- (2) 支給口座を変更する方

## 【届出書類】

届出書類の様式は、市ホームページからダウンロード可能です。  
ホームページから様式を取得できない方は、ご連絡ください。

※2月28日までに届出を確認できない場合は、上の支給口座へ振込みします。

(注1) 令和7年2月以降に住民税課税額が変更となり、支給要件に該当しなくなった場合は、給付金を返還していただくことがあります。

(注2) 世帯の全員が住民税を課税されている人の税法上の扶養になっている場合は、給付金の受給対象外となります。該当する場合は2月28日までにご連絡ください。

《連絡先・問い合わせ先》

奥州市福祉部福祉課地域福祉係

TEL:0197-34-2324(直通)、0197-24-2111(内線 1177、1233、1238、1239)